

## 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

平素より当事務所をご利用いただきありがとうございます。  
緊急事態宣言解除に伴い、当事務所は通常営業しております。

新型コロナウイルス感染症について、お客様と所員の安心・安全確保の観点から当事務所では下記の対応を行っております。

- 1、感染症防止対策として、入り口にアルコール手指消毒剤をご用意しております。ぜひご活用ください。
- 2、同じく感染症防止対策として、相談室にアクリル板を設置しております。ご不便をおかけいたしますが、ご了承ください。
- 3、感染症拡大予防のため、弁護士及び所員がマスクを着用している場合があります。

### 【ご来所される方へのお願い】

- ・マスクの着用をお願いいたします。お忘れの方はお声がけください。
- ・体調に不安のあるお客様は、無理をなさらないようお願いいたします。

また、埼玉県において再度「緊急事態宣言」が発令された場合、営業時間の短縮や事務所一時閉鎖等の対応を検討しております。

ご理解とご了承のほど、よろしく願いいたします。

2020年6月 城口法律事務所